上肢障害

<1級>

1級の上肢障害者は、両上肢の機能を全廃しているか、あるいは手関節以下を失った状態にあるため、ものを持ち上げたり、手を使う作業に著しい困難が生じる。企業が雇用に際して配慮している配慮内容にも、自動ドアの設置やノブの改善、工具棚の改良、ペンタッチ式のワークステーションの導入といった、上肢を用いた作業の困難性に関わるものがいくつかある。一方、そうした物理的な次元での配慮の他に、作業を補助する社員を決めたり、所属上長が業務遂行上の配慮を行うといった、人を介して行われる支援も行われている。

<2級>

2 級の上肢障害者の場合は、一方の手の機能が全く使えないが、もう一方の手は使うことができるものと、全く使えないわけではないが左右両方の手がかなり不自由、又は両手の全指を切断しているものが含まれる。前者の場合、ものを持ち上げるような両手を使うことを前提とする作業ができないが、片手でできる作業であれば可能になる。ただし、右手の機能が失われた場合には、利き手変換などの問題が生じ、職種変更に直面する場合がある。一方、後者の方は、ごく軽いもの(5kg 以内のもの)であれば持ち上げることも可能であるが、片手でできる作業でも、字を書いたり箸を持つといったことが困難になる。

企業が行っている具体的な配慮としては、事務職、技能工・生産工ともにレクリエーションやミーティング等への参加や労働時間の短縮といった障害特有ではないものも多かったが、両手を使わなくても可能な作業等、障害が直接影響しない業務への配転、重量物の搬出の規制、就労機器や作業行程の改善(片手で操作できるように改善したり、フットスイッチやペンタッチ式文字盤を導入するなど)、自動ドアや引き戸の設置、水道の蛇口の改良といった障害を補填するための配慮も比較的多く行われている。

<3級~6級>

3級から6級の上肢障害者は指の障害や片手の機能の障害であり、2級の場合と比べると何れも作業能力上の障害が軽度である。配慮内容としては、技能工の場合は、3級、4級とも機器を片手で操作できるように変えたり、スイッチ、治具の工夫、フットペダル、左利き用機器の作成、自動ドアの設置など、障害を補填するための配慮が行われているが、事務職や5~6級の技能工では、障害特有の配慮は少なく、コミュニケーション、教育・訓練、相談員の配置といった一般的な配慮が多くなっている。

【上肢 1級 総括表】

上肢障害1級

事務的職業の場合 (人数9人 件数17件)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度(%)
1 コミュニケーションへの配慮	3	33%	2ケ月に1度個人面接を実施	1	11%
			レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1	11%
			医薬品の配布、医療教育ビデオの配布	1	11%
2 通勤への配慮	3	33%	通勤用送迎バスを使用	1	11%
			時差勤務	1	11%
			自家用自動車通勤を許可	1	11%
3 健康管理への配慮	2	22%	人間ドックの実施	1	11%
			産業医によるマッサージ治療の実施	1	11%
4 作業テーブル・台・机の改善	2	22%	作業テーブルを標準よりも大きめのものに変更	1	11%
			作業スペースを拡張	1	11%
5 家族との連携	1	11%	電話による連絡	1	11%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	1	11%	所属上長に業務遂行上での配慮を要請	1	11%
7 勤務時間	1	11%	フレックス勤務制	1	11%
8 作業工程の改善	1	11%	工具等を取りやすいように棚を改良	1	11%
9 室内出入口の改善	1	11%	出入口のノブを改良	1	11%
10 就労機器(事務機器)の改善	1	11%	ペンタッチ式のワークステーションを使用	1	11%
11 職場介助者等作業補助者の配置	1	11%	補助的業務をする社員を配置	1	11%
12 労働条件への配慮	1	11%	事務職等、肉体的負荷の軽い仕事に転換	1	11%

〔上肢 1級 詳細表〕

上肢障害1級

事務的職業				件数 人数	18 9
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容		
建物の改善	11				
室内出入口の改善	1	11.1%	出入口のノブを改良		1
作業の改善	4			-	
作業テーブル・台・机の改善	2	22.2%	作業テーブルを標準よりも大きめのものに変更 作業スペースを拡張した		1
作業工程の改善	1	11.1%	工具等を取りやすいように棚を改良		1
就労機器(事務機器)の改善	1	11.1%	ペンタッチ式のワークステーションを使用		1
その他の労働環境への配慮	13				_
勤務時間	1	11.1%	フレックス勤務制		1
通勤への配慮	3	33.3%	通勤用送迎バスを使用 時差勤務		1
			自家用自動車通勤を許可		1
家族との連携	1	11.1%	電話による連絡		1
健康管理への配慮	2	22.2%	人間ドックの実施		1
			産業医によるマッサージ治療の実施		1
労働条件への配慮	1	11.1%	事務職等、肉体的負荷の軽い仕事に転換		1
コミュニケーションへの配慮	3	33.3%	2ケ月に1度個人面接を実施		1
			レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 医薬品の配布、医療教育ビデオの配布		1
職場介助者等作業補助者の配置	1	11.1%	補助的業務をする社員を配置		1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1,	11.1%	所属上長に業務遂行上での配慮を要請		1

【上肢 1級 総括表】

上肢障害1級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数9人 件数20件)

	配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1	コミュニケーションへの配慮	6	67%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	6	67%
2	通勤への配慮	3	33%	通勤用送迎バスを使用	2	22%
				駐車場の確保	1	11%
3	管理職及び職員の教育、啓蒙	2	22%	職業生活指導員資格認定講座、同和問題研修の受講	1	11%
				養護学校教員・行政の障害担当者による講習会等	1	11%
4	勤務時間	2	22%	フレックスタイム制	1	11%
				残業の規制	1	11%
5	室内出入口の改善	2	22%	自動ドアの設置	2	22%
6	住宅への配慮	2	22%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2	22%
7	障害者への教育・訓練	2	22%	ビデオによる作業方法等の教育	1	11%
				マンツーマンによる実地教育訓練	1	11%
8	相談員、カウンセラーの配置	2	22%	職業生活相談員を配置	1	11%
				専任カウンセラーの配置	1	11%
9	家族との連携	1	11%	文書及び電話による連絡事項の伝達	1	11%
10	作業テーブル・台・机の改善	1	11%	作業机の高さを揃え、なるべく同じ大きさにする	1	11%
11	駐車施設の改善	1	11%	会社至近距離に確保	1	11%
12	避難施設の改善	1	11%	2階からのスロープ及びエレベーターの設置	1	11%
13	労働条件への配慮	1	11%	作業服の改善(ズボン前ボタンをチャックにする)	1	11%

〔上肢 1級 詳細表〕

上肢障害1級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 26 人数 9

				人致 9
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	4			
室内出入口の改善	2	22.2%	自動ドアの設置	2
駐車施設の改善	1	11.1%	会社至近距離に確保	1
避難施設の改善	1	11.1%	2階からのスロープ及びエレベーターの設置	1
作業の改善	1			
作業テーブル・台・机の改善	1	11.1%	作業机の高さを揃え、なるべく同じ大きさにした	1
その他の労働環境への配慮	21			
勤務時間	2	22.2%	フレックスタイム制	1
			残業の規制	1
通勤への配慮	3	33.3%	通勤用送迎バスを使用	2
			駐車場の確保	1
住宅への配慮	2	22.2%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2
家族との連携	1	11.1%	文書及び電話による連絡事項の伝達	1
相談員、カウンセラーの配置	2	22.2%	職業生活相談員を配置	1
			専任カウンセラーの配置	1
労働条件への配慮	1	11.1%	作業服の改善(ズボン前ボタンをチャックにする)	1
コミュニケーションへの配慮	6	66.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	6
管理職及び職員の教育、啓蒙	2	22.2%	職業生活指導員資格認定講座、同和問題研修の受講	1
			養護学校教員・行政の障害担当者による講習会等	1
障害者への教育・訓練	2	22.2%	ビデオによる作業方法等の教育	1
			マンツーマンによる実地教育訓練	1

【上肢 2級 総括表】

上肢障害2級

事務的職業の場合 (人数70人)

配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	28	40%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	24	34%
2 労働条件への配慮	17	24%	労働時間短縮、残業の規制	7	10%
			障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な 作業等)	6	9%
3 障害者への教育・訓練	15	21%	OJTを基本にした職場教育	5	7%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	11	16%	(ミーティング等における障害者理解の促進等)		
5 相談員、カウンセラーの配置	11	16%	障害者職場生活相談員の選任、配置	6	9%
6 通勤への配慮	10	14%	自家用自動車通勤を許可	4	6%
7 健康管理への配慮	7	10%	年2回定期健康診断	4	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

重量物の配送、運搬はさせない(労働条件への配慮)

軽作業および事務作業に限定(労働条件への配慮)

自動ドアの設置(室内出入口の改善)

出入口は全てガラス入り吊り下げ引戸にする(室内出入口の改善)

営業車を改良(オートマチックに変更、荷台の改良等)(就労機器(事務機器)の改善)

専用のコンピュータ端未機器を設置予定(就労機器(事務機器)の改善) 両手を使わなくても可能な作業をさせる(作業工程の改善) ワープロのキーボードの改造(シフトキーの改善)(就労機器(製造部門機器)の改善)

[上肢 2級 詳細表]

上肢障害2級

事務的職業 件数 132 人数 70 配慮·改善事項 件 頻度(%) 具体的内容 建物の改善 玄関等のアプローチの改善 2.9% 自動ドアの設置 室内出入口の改善 4 5.7% 自動ドアの設置 3 出入口は全てガラス入り吊り下げ引戸にした 1 駐車施設の改善 1 1.4% 駐車スペースを会社至近距離に確保 1 避難施設の改善 2 2.9% 避難時の介添者の指定 2 作業の改善 11 作業テーブル・台・机の改善 2.9% テーブル等を標準よりも大きめのものに変更 作業テーブルの位置・高さの改善 1 作業工程の改善 3 4.3% 自転車で行動可能な範囲に取引先を限定 前後の工程がわかる位置へ変更 両手を使わなくても可能な作業をさせる 就労機器(事務機器)の改善 4 5.7% 営業車を改良(オートマチックに変更、荷台の改良等) 3 専用のコンピュータ端未機器を設置予定 就労機器(製造部門機器)の改善 1 1.4% ワープロのキーボードの改造(シフトキーの改善) 新規に職域を拡大 1 1.4% 郵便物の整理、配布 1 その他の労働環境への配慮 112 勤務時間 5.7% 時差出退勤・フレックスタイム制 特定日(年間74日)の勤務時間は一般職員に比べ25分短縮 通勤への配慮 10 14.3% 自家用自動車通勤を許可 駐車場の整備、設備 3 交通安全指導の実施 1 通勤手当の支給 通勤用送迎バスを使用 1 住宅への配慮 2 2.9% 住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 2 家族との連携 6 8.6% 電話連絡 3 家族との連絡名簿を整備している 勤務状況を報告している 1 社内報等の配付 1 相談員、カウンセラーの配置 11 15.7% 障害者職場生活相談員の選任、配置 6 上司、事務長などが相談にあたる 3 障害者職場定着推進チームの設置 相談員との面談を定例的に実施 健康管理への配慮 7 10.0% 年2回定期健康診断 医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施 労働条件への配慮 17 24.3% 労働時間短縮、残業の規制 障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な作業 等)

〔上肢 2級 詳細表〕

		重量物の配送、運搬はさせない 近距離に営業活動を限定する 軽作業および事務作業に限定	2 1 1
コミュニケーションへの配慮	28 40.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 上司との面接を実施 常に勤務状態を観察して声をかけるようにしている	24 2 2
職場介助者等作業補助者の配置	1 1.4%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	11 15.7%	ミーティング等で、障害者理解を促進 安全、健康への配慮の徹底 障害者関係の会議等に参加 コミュニケーションなどの人間関係作りについて教育 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む 系列部門所属長に対し適時啓蒙を行っている 障害の状況等を事業所全体へ周知し、本人の負担軽減に配慮	3 2 2 1 1 1
障害者への教育・訓練	15 21.4%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 コンピュータの基礎知識に対する指導 パソコンによる資材管理作業を教育 マニュアルを用いた教育訓練の実施 安全衛生教育の実施 安全教育及び基本作業訓練を常時実施 専門教育、商品知識、事務手続きの講習会を実施 年一回の研修実施	5 3 1 1 1 1 1

【上肢 2級 総括表】

上肢障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数85人)

配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	39	46%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	35	41%
2 障害者への教育・訓練	19	22%	OJTを基本にした職場教育	9	11%
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	6	7%
3 家族との連携	17	20%	電話連絡体制、連絡網の整備	6	7%
4 通勤への配慮	17	20%	(通勤手当の支給、送迎バスの使用等)		
5 相談員、カウンセラーの配置	16	19%	障害者職場生活相談員の選任、配置	14	16%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	15	18%	(幹部との会合における社長の雇用管理方針の訓示等)		
7 労働条件への配慮	15	18%	障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な 作業等)	7	8%
			長時間残業・重量物搬出の規制	6	7%
8 駐車施設の改善	11	13%	指定駐車場・駐車スペースの確保	10	12%
9 健康管理への配慮	8	9%	(医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

片手で操作できるように機械を改造(写植機など) (就労機器(製造部門機器)の改善) ペンタッチ式文字盤を使用(就労機器(製造部門機器)の改善)

両手を使うスイッチ類をフットスイッチに改良(就労機器(製造部門機器)の改善)

水道の蛇口の取手を一部改良 (便所の改善)

左手のみで作業出来るように行程を変更(作業工程の改善)

電子組版機のペンタッチを改良したワープロを設置(就労機器(事務機器)の改善)

〔上肢 2級 詳細表〕

上肢障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及	ひ労利	の職業	件数 人数	185 85
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	60
建物の改善	15			
便所の改善	2	2.4%	非常用ブザー設置 水道の蛇口の取手を一部改善	1 1
玄関等のアプローチの改善	2	2.4%	自動ドアの設置	2
駐車施設の改善	11	12.9%	指定駐車場・駐車スペースの確保 駐車スペースを会社至近距離に確保	10 1
作業の改善	14			
作業工程の改善	1	1.2%	左手のみで作業出来るように行程を変更	1
就労機器(事務機器)の改善	1	1.2%	電子組版機のペンタッチを改良したワープロを設置。	1
就労機器(製造部門機器)の改善	5	5.9%	片手で操作できるように機械を改造(写植機など) ペンタッチ式文字盤を使用。	3 1
		•	両手を使うスイッチ類をフットスイッチに改善した	1
新規に職域を拡大	2	2.4%	NC機械テープ作成(CADシステムの購入による) 身体障害者用レンタカー部門を開設。下肢障害者運転用座席 の販売	1
その他の労働環境への配慮	161			
勤務時間	3	3.5%	フレックスタイム制	
			残業の規制 本人と面談のうえ出退勤時間を決定	1
通勤への配慮	17	20.0%	通勤手当の支給。 通勤用送迎バスを使用 雨天の場合は上司や同僚が車で送迎 自家用自動車通勤を許可(安全講習の実施) 自宅に最も近い現場に配属 駐車場の確保 駐車場の整備、拡張	4 4 3 3 1 1
住宅への配慮	6	7.1%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 障害者用住宅建設 会社近くのアパートを一緒に探している	3 2 1
家族との連携	17		電話連絡体制、連絡網の整備 会社の行事に家族を招待 生活相談員、職安職員等が連絡をとっている。 何らかの問題が生じたときのみ、出身校や家族と連携 家族に対し、定期的に会社の業績と健康管理に関する文書を 発送 家族連絡表を提出してもらい、緊急時の連絡をとるようにしている 社内報等の配付 定期的に電話連絡(月1回)	6 4 2 1 1 1

障害者職場生活相談員の選任、配置 障害者職場定着推進チームの設置

14

相談員、カウンセラーの配置 16 18.8%

〔上肢 2級 詳細表〕

			相談員による家庭訪問の実施	1
健康管理への配慮	8	9.4%	医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施	4
			年2回定期検診実施	2
			時間内通院の許可	1
			人間ドックの実費支給	1
労働条件への配慮	15	17.6%	障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な作業 等)	7
			長時間残業、重量物搬出の規制	6
			勤務時間、場所を選択させ、業務内容を充分説明する	1
			職場上司によるフォロー及び人事担当者との連携	1
コミュニケーションへの配慮	39	45.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	35
			上司や生活相談員が定期的に話し合いを行う	4
職場介助者等作業補助者の配置	6	7.1%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	6
管理職及び職員の教育、啓蒙	15	17.6%	幹部との会合で社長の雇用管理方針を訓示し浸透を図る	4
			人権研修や障害者懇談会への参加	3
			ミーティング等で、障害者理解を促進	2
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	2
			管理者自らが、障害者に対して深い理解をもって接するように 努めている	1
			障害の内容を配慮した作業現場への配置と仲間の思いやりを 啓発	1
			障害者に関する刊行物、パンフレットの購読	1
			人権教育の実施	1
障害者への教育・訓練	19	22.4%	OJTを基本にした職場教育	9
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	6
			作業に必要な基礎知識教育と基本技能の実習を個別で実施	1
			職場適応措置の実施	1
			新採用者に対しビデオによる接客マナー、電話の応対等を教 育	1
			中堅社員を対象にした研修に参加させている	1

【上肢 3級 総括表】

上肢障害3級

事務的職業の場合 (人数99人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	31	31%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	31	31%
2 管理職及び職員の教育、啓蒙	16	16%	障害者の雇用促進に関する各種会合に積極的に参加させている	8	8%
3 労働条件への配慮	14	14%	障害が影響しない業務に配属(運搬等、上肢を使う作業 の回避)	7	7%
_4 健康管理への配慮	12	12%	(医師保健婦による健康講話・健康相談の実施)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

配送車に障害者向けの装置を取付ける (就労機器(事務機器)の改善) 室内出入口のドアを自動ドアにする(室内出入口の改善) 玄関ドアを自動ドアにする(玄関等のアプローチの改善)

[上肢 3級 詳細表]

上肢障害3級

事務的職業 件数 116 人数 99 配慮·改善事項 件 頻度(%) 具体的内容 建物の改善 5 便所の改善 台を設置 1.0% 玄関等のアプローチの改善 1 1.0% 玄関ドアを自動ドアにした 1 室内出入口の改善 2 2.0% 室内出入口のドアを自動ドアにした 2 駐車施設の改善 1 1.0% 指定駐車場・駐車スペースの確保 1 作業の改善 5 テーブル等を標準よりも大きめのものに変更 作業テーブル・台・机の改善 1.0% 就労機器(事務機器)の改善 3.0% OA機器(ワープロ、パソコン等)の設置 使用頻度の多い機器(電話等)を本人の使いやすい位置に設 1 置した 配送車に障害者向けの装置を取付けた 新規に職域を拡大 1 1.0% 経理、商品管理、資材調整等分野 1 その他の労働環境への配慮 106 勤務時間 3.0% フレックスタイム制 2 残業の規制 1 通勤への配慮 8 8.1% 通勤手当の支給 3 通勤用送迎バスを使用 2 自宅に近い現場に配属 駐車場の確保 1 本人の希望する勤務地への配属 1 住宅への配慮 2 2.0% 住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 2 家族との連携 4 4.0% 会社の行事に家族を招待 近隣者および家族との連絡体制の確立 電話による連絡 本人から家庭の方に話し合いをするように指導している 相談員、カウンセラーの配置 障害者職場生活相談員の選任、配置 8 8.1% 6 上司、事務長などが適宜相談を受ける 2 健康管理への配慮 12 12.1% 医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施 年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 医薬品の配布、医療教育ビデオの配布 月に1回の通院を許可 健康管理センターの開設(週3回診察相談) 労働条件への配慮 14 14.1% 障害が影響しない業務に配属(運搬等、上肢を使う作業の回 7 避) 労働時間短縮、残業の規制 3 自宅から間近の事業所への配属 本人の意志や健康を配慮した配転 2 コミュニケーションへの配慮 31 31.3% レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 31

〔上肢 3級 詳細表〕

管理職及び職員の教育、啓蒙	16	16.2%	障害者の雇用促進に関する各種会合に積極的に参加させている。 ミーティング等で、障害者理解を促進 障害者関係の施設の見学 障害者に関する刊行物、パンフレットの購読 障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させている 人権研修や障害者懇談会への参加 健常者と区別せずに平等に扱うように指示	2 2 1 1 1
障害者への教育・訓練	8	8.1%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 OJTを基本にした職場教育	6

【上肢 3級 総括表】

上肢障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数181人)

	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	83	46%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	73	40%
2 相談員、カウンセラーの配置	44	24%	障害者職場生活相談員の選任、配置	23	13%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	16	9%
3 労働条件への配慮	30	17%	障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な	10	6%
			作業等)		
4 障害者への教育・訓練	29	16%	(OJTを基本にした職場教育等)		
5 家族との連携	28	15%	電話等による連絡体制、連絡網の整備	20	11%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	27	15%	(ミーティング等で障害者理解を促進等)		
7 通勤への配慮	21	12%	(通勤手当の支給等)		
8 健康管理への配慮	18	10%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	11	6%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

右手指を使わなくても出来る仕事に配属するように指導(管理職及び職員の教育、啓蒙) スイッチの改造(就労機器(製造部門機器)の改善)

片手で操作できるように機械を改造(フォークリフト等) (就労機器(車のハンドルに治具を取りつける(就労機器(製造部門機器)の改善) (就労機器(製造部門機器)の改善)

容器(バケット)を片手で持てるように改良(安全設備の改善)

鎧戸の設置 (室内出入口の改善)

玄関に自動ドアーの設置 (玄関等のアプローチの改善)

工場と倉庫の間のドアを自動ドアにする(建物に関する他の改善)

上肢障害3級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 341 人数 181

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	3 00 181
建物の改善	15			
玄関等のアプローチの改善	1	0.6%	玄関に自動ドアーの設置	1
廊下・通路の改善	2	1.1%	安全通路の明確化	2
室内出入口の改善	4	2.2%	自動ドア設置	3
			鎧戸を設置した	1
駐車施設の改善	3	1.7%	専用駐車場設置	3
避難施設の改善	4	2.2%	避難時の介助者の指定	2
			スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置 階段の巾を拡張した	1 1
建物に関する他の改善	1	0.6%	工場と倉庫の間のドアを自動ドアにした	1
作業の改善	23			
作業工程の改善	3	1.7%	測定治具の改善	1
			担当業務の適正化、工程の細分化と分担業務の見直し	1
			配置人員、経験度合を考慮して作業行程の一部を変更	1
安全設備の改善	7	3.9%	安全装置、カバー等の取付	5
			定期的に巡視し設備・環境の不安全を改善	1
			非常停止ボタンの改善	1
			容器(バケット)を片手で持てるように改良	
就労機器(事務機器)の改善	1	0.6%	障害者用の軽易な用具を作製	1
就労機器(製造部門機器)の改善	8	4.4%	OA機器の導入	2
			スイッチの改造 片手で操作できるように機械を改造(フォークリフト等)	2
			カナで保TFできるように機械を収道(フォークリフト等) 車のハンドルに沿具を取りつけた	2
			裾三ツ巻オートへイマーコンピュータミシンを購入	1
新規に職域を拡大	4	2.8%	加工食品部門	1
			クレーンオペレーター(クレーンの運転免許を取得させた)	i
			身障者用レンタカー部門の開設下肢障害者運転用座席の販売	Ē 1
			部品予備加工	1
その他の労働環境への配慮	303			
勤務時間	5	2.8%	時差出退勤・フレックスタイム制	4
			残業の規制	1
通勤への配慮	21	11.6%	通勤手当の支給	8
			自家用自動車通勤を許可	6
			遠方からの通勤につき、30分以内の遅刻を許可している 事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理	1
			等)	! 1
			自宅に近い現場に配属	1
			駐車場の確保 駐車場の整備、設備	1
			## ★ ** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	1

[上肢 3級 詳細表]

			通勤時間のかからない現場へ配置する 通勤用送迎バスを使用	1 1
住宅への配慮	13	7.2%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 住宅、通勤に支障を来たす障害者の為に会社寮(8人分)を賃 借	11 1
			T 不動産業者への紹介及び財形貯蓄加入の紹介	1
家族との連携	28	15.5%	電話等による連絡体制、連絡網の整備	20
			会社の行事に家族を招待	2
			社内報等の配付	2
			家庭通信として、近況報告レポートを実施している 各職場に於いて家族状況を把握、個別面談(年1回)実施	1
			谷城場にないて家族が元を行後、個別国政(平1回) 吴旭 職場行事のある時は家族への連絡	1
			生活相談員が連絡をとっている	1
相談員、カウンセラーの配置	44	24.3%	障害者職場生活相談員の選任、配置	23
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	16
			障害者職場定着推進チームの設置	2
			月2回、専門医によるカウンセリングを実施	1
			保健婦による健康相談の実施	1
			職場での定期検診を実施している	1
健康管理への配慮	18	9.9%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	11
			医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施	4
			工場内の診療所を相談窓口に指定	1
			職場の上司が健康状態を把握	1
			通院者に対する時間内利用の便宜供与	1
労働条件への配慮	30	16.6%	障害が影響しない業務に配属(両手を使わなくても可能な作業 等)	10
			体力を使う仕事や危険をともなう作業をさせない	8
			労働時間短縮、残業の規制	6
			ミーティングや個人面談等で意見を聴取	3
			家庭持ちには子供の行事等に配慮している	1
			休日を増やす 能力・体力に応じた職場配置	1
コミュニケーションへの配慮	. 02	45.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	73
コミュー・ケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	00	40.5/0	対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	4
			本人から意見を聴取し業務計画等に反映させる	3
			障害者からの意見を考慮した行事の立案	1
			各種新聞発行グループ活動	1
			同僚と行動を共にさせる	1
職場介助者等作業補助者の配置	5	2.8%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	4
			特定の社員を作業指導員として配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	27	14.9%	ミーティング等で、障害者理解を促進	5
			人権研修や障害者懇談会への参加	4
			安全衛生面の配慮の徹底	3
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	2
			障害者の雇用促進等に関する各種大会に参加	2
			障害者を管理職に登用	2
			地域の福祉活動に参加	2
			右手指を使わなくても出来る仕事に配属するように指導	1

[上肢 3級 詳細表]

		管理者自ら障害者雇用の必要性を認識し障害者の管理体制を 整える	1
		採用前に社員全体に理解を求める	1
		社内会議で配置に関する具体的指示を行う	1
		障害者関係の刊行物の配付	1
		総務部で教育、啓蒙活動を企画立案	1
		代表者と現場監督が充分な連絡を取り合う	1
障害者への教育・訓練	29 16.0%	OJTを基本にした職場教育	7
		先輩や上司がマンツーマンで実務指導	7
		会社の補助のもとに通信教育を実施している	3
		個別に教育訓練を行っている	2
		個別指導と集合教育を平行して行う	2
		集団教育を実施している	2
		安全教育を実施(従業員全員)	1
		技術講習会への参加	1
		作業目標を提示し、本人の意欲、技術向上をはかる	1
		専任の指導員による指導	1
		専用の治具の製作により、作業を単純化し理解しやすいように 配慮	1
		話し合いの場で情報を交換し教育効果をあげる	1

【上肢 4級 総括表】

上肢障害4級

事務的職業の場合 (人数87人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	26	30%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	21	24%
2 障害者への教育・訓練	17	20%	OJTを基本にした職場教育	8	9%
3 相談員、カウンセラーの配置	16	18%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7	8%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	5	6%
4 管理職及び職員の教育、啓蒙	11	13%	(行政等の実施する研修、講演会に参加等)		
5 労働条件への配慮	11	13%	(残業の規制等)		
6 健康管理への配慮	9	10%	(医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

重量物の運搬作業は他の人が代行(労働条件への配慮)

[上肢 4級 詳細表]

上肢障害4級

事務的職業			件类 	女 112 女 87
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	12			
玄関等のアプローチの改善	4	4.6%	玄関に自動ドアを設置	4
室内出入口の改善	4	4.6%	室内出入口に自動ドアを設置	4
駐車施設の改善	2	2.3%	専用カーポートの設置 通勤用駐車場を新設	1
避難施設の改善	1	1.1%	避難時の介助者の指定	1
建物に関する他の改善	1	1.1%	専用エレベーターの設置	1
作業の改善	2			
安全設備の改善	1	1.1%	ショーカードの位置を改良	1
新規に職域を拡大	1	1.1%	特注家具部門での資材管理作業	1
その他の労働環境への配慮	99			
通勤への配慮	4	4.6%	通勤用送迎バスを使用	
			自家用自動車通勤を許可	1
			駐車場の確保	1
			通勤時間のかからない現場へ配置する	1
住宅への配慮	2	2.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	2
家族との連携	2	2.3%	電話による連携	
	-	2.0%	緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等3段階)1年 更新	1
相談員、カウンセラーの配置	16	18.4%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	5
			異常があれば上司を経由して人事へ連絡がくる	1
			月に1回、障害者の作業内容等の相談を実施	1
			産業カウンセラーと契約、必要に応じて相談可能	1
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	1
健康管理への配慮	9	10.3%	医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施	3
			人間ドックの実施	2
			年2回定期健康診断	2
			健康管理センターを設置し週3回診察相談 医薬品の配布、医療教育ビデオの配布	1 1
労働条件への配慮	11			•
カマイト マンロル思	11		残業の規制 白字から関係の事業所もの配置	3
			自宅から間近の事業所への配属 顧客応対を必要としない事務集中部へ配慮	2
			順谷心外を必安としない事務果中部へ配慮 手に障害があるので重い物を持ち上げる作業は他の人が代行	1
			する	ı
			能力・体力に応じた職場配置	1
			体調を留意して作業配分をしている	1
			超過勤務実施の配慮、主任手当をつける	1
			年休消化を奨励	1

[上肢 4級 詳細表]

コミュニケーションへの配慮	26 29.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 上司や生活相談員が定期的に話し合いを行う 本人から意見を聴取し業務計画等に反映させる	21 4 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	11 12.6%	行政等の実施する研修、講習会に参加 障害者雇用好事例誌の配付・施設の見学 月1回の育成担当者及び所属長との話合い及び状況報告シート と 社内で勉強会を行う(講師の招聘、ビデオ、小冊子の利用)	3 2 1
		障害の状況等を事業所全体へ周知し、本人の負担軽減に配慮 職場長、助役クラスへの周知を図る 体調等健康面への配慮を怠らないよう指示 担当上長を選任し職場へとけこめるよう配慮	1 1 1 1
障害者への教育・訓練	17 19.5%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 安全衛生教育の実施 会社の補助のもとに通信教育を実施している 基本知識の教育と技能の基本について実習を個別に実施 雇入時の基礎教育、実習 新規の仕事に対し動機づけを高める	8 3 2 1 1 1

【上肢 4級 総括表】

上肢障害4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数195人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	90	46%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	82	42%
2 相談員、カウンセラーの配置	41	21%	障害者職場生活相談員の選任、配置	24	12%
3 通勤への配慮	33	17%	通勤用送迎バスを使用	16	8%
4 障害者への教育・訓練	29	15%	(OJTを基本にした職場教育等)		
5 健康管理への配慮	27	14%	医師、保健婦よる健康講話・健康相談の実施	12	6%
6 労働条件への配慮	25	13%	残業の規制	12	6%
7 管理職及び職員の教育、啓蒙	22	11%	ミーティング等で、障害者理解を促進	10	5%
8 家族との連携	20	10%	(電話による連絡等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

重量物の運搬は他の人が代行(労働条件への配慮) 非常停止ボタンをキノコ型に改善(安全設備の改善) 起動ボタンをタッチスイッチに改善(作業工程の改善) 指先を使用しない作業に配置転換(作業工程の改善) 左効き用の用具機器を作成(就労機器(製造部門機器)の改善) 手の操作部をフットペタルに改善(就労機器(製造部門機器)の改善) 内側ハンドルの開け易い扉を設置(シューター付き)(避難施設の改善) 水道の蛇口の取手を一部改良(便所の改善)

上肢障害4級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 331 人数 195

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	195
建物の改善	9			
便所の改善	1	0.5%	水道の蛇口の取手を一部改善	1
廊下・通路の改善	2	1.0%	ミシン及び作業台の配置を変えた	1
室内出入口の改善	1	0.5%	自動ドア設置	1
駐車施設の改善	2	1.0%	駐車場の拡張 専用カーポートの設置	1
避難施設の改善	2	1.0%	内側ハンドルの開け易い扉を設置(シューター付き) 避難時の介助者の指定	1 1
建物に関する他の改善	1	0.5%	障害者専用のエレベーターを設置	1
作業の改善	19			
作業テーブル・台・机の改善	3	1.5%	テーブルリフターの取付	1
	·	1.070	ベルトコンベアの設置	1
			仮組付治具のエアークランプ化	1
作業工程の改善	4	2.1%	スポット溶接作業と仕上作業の周期化のレイアウト替え	1
	•		ライン作業からロット生産への変更	1
			起動ボタンをタッチスイッチに改善	1
			指先を使用しない作業に配置転換	1
安全設備の改善	6	3.1%	非常停止ボタンをキノコ型に改善	2
			ショーカードの位置を改良	1
			安全指導教育の励行(包丁の使用等)	1
			滑り止の長靴の使用、絶えず水洗して滑り止めに努める	1
			裁断台の場所の変更と拡張	1
就労機器(製造部門機器)の改善	4	2.1%	レンズの面取機にモーターをつけダイヤルで自由に回転速度を	1
			調節	
			左手効き用の用具機器を作成	1
			手の操作部をフットペタルに改善	1
			福祉型手動用スイッチ、入力機能付電子サイクルマシン	I
新規に職域を拡大	2	1.0%	洗净業務	1
401030 - FR XC 1123 4	_		二級品整理アソート、検査票のインプット業務	1
その他の労働環境への配慮	304			
勤務時間	5	2.6%	残業の規制	4
			フレックスタイム制	1
通勤への配慮	33	16.9%	通勤用送迎バスを使用	16
			自家用自動車通勤を許可	9
			通勤手当の支給	3
			事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理 等)	2
			可僚や上司が最寄りの駅まで送迎	1
			駐車場の確保	1
				•

〔上肢 4級 詳細表〕

			通勤時間の短い職場へ配属	1
住宅への配慮	6	3.1%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 会社取引先不動産業者への紹介及び財形貯蓄加入の紹介 住宅手当の支給	4 1 1
家族との連携	20	10.3%	電話による連携 生活相談員、職安職員等が連絡をとっている 連絡網の整備	6 4 4
			緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所等3段階)1年 更新 個人面談の実施(年1回) 社内報等の配付	1
			本人、家族交えた三者での相談体制	1 1
			連絡帳の使用	1
			労務担当者が家庭との連絡を密にしている	1
相談員、カウンセラーの配置	41	21.0%	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	24
			上司、事務長などが適宜相談を受ける 医師よる健康相談の実施	9
			医師よる健康相談の美施 何かあれば上司を経由して人事に連絡が入る	2 1
			月に1回、障害者の作業内容等の相談を実施	1
			障害者職場定着推進チームの設置	1
			専門カウンセラーの配置	1
			相談をうけた場合担当者を決めて対応している	1
			年1回個人面談実施	1
健康管理への配慮	27	13.8%	医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施	12
足冰百生 ***/ 10版			年2回定期健康診断 人間ドックの実施・斡旋	7 5
			ス间 アックの 美心・ 料派 健康に関する 資料の 提供	5 1
			通院日は有給扱い	1
			有給休暇の優先取得	1
労働条件への配慮	25	12.8%	残業の規制	12
			能力・体力に応じた職場配置	5
			障害に留意して作業量を軽減	4
			ミーティングや個人面談等で意見を聴取	1
			安全教育の実施と安全装置使用の徹底指導 手に障害があるので重い物を持ち上げる作業は他の人が代行	1
			する 職場内での安全面の配慮	1
コミュニケーションへの配慮	90	46.2%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	82
			生活相談員が定期的に話し合いを行う 対話による相互理解の促進	5 3
			対品による伯丘・珪解の促進	3
職場介助者等作業補助者の配置	6	3.1%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	4
			一定期間専任の介助者を配置	1
			作業グループの中に必ず健常者を配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	22	11.3%	ミーティング等で、障害者理解を促進	10
			地域の福祉活動に参加 行政等の実施する研修、講習会に参加	3 2
			11 成年の失池9 るい修、語自云に参加 安全診断の実施	1
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	1

〔上肢 4級 詳細表〕

			社会貢献室を設置し全職員に対する啓蒙活動を行う 社内で勉強会を行う(講師の招聘、ビデオ、小冊子の利用) 身障者関係の会議への参加、施設の見学等を実施 障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させている 班長・係長より周知を図る	1 1 1 1
障害者への教育・訓練	29	14.9%	OJTを基本にした職場教育	7
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導	7
			安全衛生教育の実施	2
			雇人時に基礎教育と実習を実施	2
			ビデオを用いた作業・安全指導	1
			メーカー研修を受講	1
			よく声をかけ、本人の意欲を高める	1
			会社の補助のもとに通信教育を実施している	1
			障害を考慮して、簡単な機械操作から除々に始めた	1
			職場内教育中心	1
			新規の仕事に対し動機づけを高める	1
			専任の指導員による指導	1
			早い時期に適所を見つけるため、各職場を廻らせる	1
			定期的な社内現場実習教育	1
			入社初期は障害者への理解の深い指導員が教育を担当	1

【上肢 5級 総括表】

上肢障害5級

事務的職業の場合 (人数29人)

配慮·改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	12	41%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	11	38%
2 相談員、カウンセラーの配置	6	21%	上司、事務長などが適宜相談を受ける	3	10%
3 健康管理への配慮	5	17%	医師、保健婦よる健康講話・健康相談の実施	2	7%
			人間ドックの実施	2	7%
4 家族との連携	4	14%	電話等による緊急時等の連絡態勢	2	7%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	4	14%	(ミーティング等で障害者理解を促進)		
6 通勤への配慮	4	14%	自家用自動車通勤を許可	3	10%
7 障害者への教育・訓練	3	10%	(OJTを基本にした職場教育)		

[上肢 5級 詳細表]

上肢障害5級

事務的職業				数 数	4: 29
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容		
建物の改善	1				
駐車施設の改善	1	3.4%	専用カーボートの設置		•
作業の改善	1				
安全設備の改善	1	3.4%	ショーカードの位置を改良		
その他の労働環境への配慮	42				
勤務時間	1	3.4%	残業の規制		•
通勤への配慮	4	13.8%	自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保		3
住宅への配慮	2	6.9%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供		2
家族との連携	4	13.8%	電話等による緊急時等の連絡態勢		2
			社内報等の配付 定期的に就労状況の報告等を行う		1
相談員、カウンセラーの配置	6	20.7%	上司、事務長などが適宜相談を受ける		3
			産業医、保健婦等による健康相談の実施		1
			障害者職場生活相談員の選任、配置 障害者職場定着推進チームの設置		1
健康管理への配慮	5	17.2%	医師、保健婦よる健康談話・健康相談の実施		2
			人間ドックの実施		2
			障害部位に関する自己診断を日常から促す		1
労働条件への配慮	1	3.4%	能力・体力に応じた職場配置		1
コミュニケーションへの配慮	12	41.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加		11
			本人から意見を聴取し作業環境改善等の参考にする		1
管理職及び職員の教育、啓蒙	4	13.8%	ミーティング等で、障害者理解を促進		1
			健常者と差別せず、すべて同等に扱うという基本姿勢の徹底		1
			障害者雇用委員会の開催 職場長、助役相互間で確認、理解		1
连军主。《北本 3044	_	40.00			
障害者への教育・訓練	3	10.3%	OJTを基本にした職場教育		1
			上司が実務指導 推進チーム構成員による個別指導		1
			世紀/ 4得以見による個別指導		1

【上肢 5級 総括表】

上肢障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数149人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	59	40%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	49	33%
2 相談員、カウンセラーの配置	30	20%	障害者職場生活相談員の選任、配置	20	13%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	8	5%
3 家族との連携	22	15%	電話連絡体制、連絡網の整備	14	9%
4 通勤への配慮	19	13%	通勤用送迎バスを使用	10	7%
5 労働条件への配慮	19	13%	能力・体力に応じた職場配置	10	7%
			残業の規制	8	5%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

シート切り分け等細かな手先を必要とする作業には従事させない(労働条件への配慮) 工場と倉庫の間のドアを自動化(建物に関する他の改善)

[上肢 5級 詳細表]

上肢障害5級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 221 人数 149

配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	致 149
建物の改善	4			
室内出入口の改善	2	1.3%	自動ドアの設置	2
駐車施設の改善	1	0.7%	専用カーポートの設置	1
建物に関する他の改善	1	0.7%	工場と倉庫の間のドアを自動化	1
作業の改善	15			
作業テーブル・台・机の改善	1	0.7%	専用テーブルの設置	1
作業工程の改善	3	2.0%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる 踏台の設置	2 1
安全設備の改善	3	2.0%	ショーカードの位置を改良 安全指導教育の励行(包丁の使用、作業場での転倒防止) 安全装備付製材機を使用	1 1 1
就労機器(事務機器)の改善	2	1.3%	ワープロ、パソコン等の導入 電算写植機の設置	1 1
就労機器(製造部門機器)の改善	5	3.4%	オートメーション機器の導入 緊急停止装置等の改善 使用治具の改善 製造の自動化の推進	2 1 1 1
新規に職域を拡大	1	0.7%	加工食品部門	1
その他の労働環境への配慮	202			
勤務時間	3	2.0%	フレックスタイム制 残業の規制 夜間勤務の規制	1 1 1
通勤への配慮	19	12.8%	通勤用送迎バスを使用 通勤手当の支給 自家用自動車通勤を許可	10 6 3
住宅への配慮	6	4.0%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 住宅手当の支給	5 1
家族との連携	22	14.8%	電話連絡体制、連絡網の整備 生活相談員、職安職員等が連絡をとっている 会社の行事に家族を招待 社内報等の配付	14 4 2 2
相談員、カウンセラーの配置	30	20.1%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 障害者職場定着推進チームの設置	20 8 2
健康管理への配慮	14	9.4%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 年2回定期健康診断 人間ドックの実施	6 5 3

〔上肢 5級 詳細表〕

労働条件への配慮	19	12.8%	能力・体力に応じた職場配置 残業の規制 シート切り分け等細かな手先を必要とする作業には従事させない	10 8 1
コミュニケーションへの配慮	59	39.6%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進 上司や生活相談員が定期的に話し合いを行う 本人から意見を聴取し作業環境改善等の参考にする 連絡事項等の伝達を面接方式で行う	49 6 2 1
職場介助者等作業補助者の配置	6	4.0%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	6
管理職及び職員の教育、啓蒙	10	6.7%	ミーティング等で、障害者理解を促進 社長、人事担当取締役が部課長会議等で障害者雇用管理方 針を指示 地域の福祉活動に参加 「劣等感」「不安」「疎外感」を持たせない温い職場作り 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む 社内で勉強会を行う(講師の招聘、ビデオ、小冊子の利用) 障害者に関する刊行物等の購読	2 2 1 1 1
障害者への教育・訓練	14	9.4%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司がマンツーマンで実務指導 安全衛生教育の実施 マニュアルを用いた教育訓練の実施	7 4 2

【上肢 6級 総括表】

上肢障害6級

事務的職業の場合 (人数22人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	10	45%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	8	36%
			対話による相互理解の促進	2	9%
2 相談員、カウンセラーの配置	5	23%	障害者職場生活相談員の選任、配置	5	23%
3 健康管理への配慮	3	14%	年2回定期健康診断	2	9%
_4 労働条件への配慮	3	14%	(残業の規制等)		

〔上肢 6級 詳細表〕

上肢障害6級 ^{事務的職業}

件数 28 人数 22

				<u>x 22</u>
配慮·改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	28			
勤務時間	1	4.5%	フレックスタイム制	1
通勤への配慮	1	4.5%	通勤手当の支給	1
家族との連携	2	9.1%	社内報等の配付 電話による連携	1
相談員、カウンセラーの配置	5	22.7%	障害者職場生活相談員の選任、配置	5
健康管理への配慮	3	13.6%	年2回定期健康診断 人間ドッグの実施	2 1
労働条件への配慮	3	13.6%	残業の規制 体調を留意して作業配分をしている 当人の障害部位を考慮し、本質的に不可能な作業を工程から 除く	1 1 1
コミュニケーションへの配慮	10	45.5%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進	8 2
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	4.5%	「劣等感」「不安」「疎外感」を持たせない温い職場作り	1
障害者への教育・訓練	2	9.1%	OJTを基本にした職場教育	2

【上肢 6級 総括表】

上肢障害6級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合

(人数93人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	38	41%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	35	38%
2 相談員、カウンセラーの配置	18	19%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7	8%
3 通勤への配慮	16	17%	通勤用送迎バスを使用	8	9%
4 障害者への教育・訓練	15	16%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導	7	8%
			OJTを基本にした職場教育	5	5%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	10	11%	(ミーティング等で障害者理解を促進等)		
_6 家族との連携	9	10%	(個人面談の実施等)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

自動ドアの設置 (室内出入口の改善)

工場と倉庫の間のドアを自動ドアにした(建物に関する他の改善)

〔上肢 6級 詳細表〕

上肢障害6級 技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 132 人数 93

配慮·改善事項	件	頻度(%)		93
建物の改善	11	火火(%)	具体的内容	
室内出入口の改善	1	1.1%	自動ドアの設置	1
建物に関する他の改善	1	1.1%	工場と倉庫の間のドアを自動ドアにした	1
作業の改善	6			
作業工程の改善	2	2.2%	サークル活動により工程の簡略・省力化を検討	1
	_		作業内容がかわる都度特殊な通具を提供	1
就労機器(事務機器)の改善	1	1.1%	操作性のよい新機種の導入	1
就労機器(製造部門機器)の改善	2	2.2%	作業IC装置の設備を改善する	1
			小治工具の作成、改造	1
新規に職域を拡大	1	1.1%	プレスエ	1
その他の労働環境への配慮	124			
通勤への配慮	16	17.2%	通勤用送迎バスを使用	8
			自家用自動車通勤を許可	4
			事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理	2
			等)	
			駐車場の整備、設備 通勤時間のかからない現場へ配置する	1
			<u> 囲</u> 到 可 间 切 か か り な い 現 場 个 配 直 9 る	1
住宅への配慮	3	3.2%	会社取引先不動産業者への紹介及び財形貯蓄加入の紹介	2
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
家族との連携	9	9.7%	個人面談の実施(年1回)	2
			生活相談員が連絡をとっている	2
			緊急連絡網の作成	1
			現場責任者が住所録を管理し、緊急時に連絡出来るようにして	1
			いる 社内報等の配付	1
			定期的に就労状況の報告等を行う	1
			必要なときに電話連絡	i
相談員、カウンセラーの配置	18	19.4%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	4
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	4
			事業部内にカウンセラーを配置し、継続的に個別管理を実施	1
			障害者職場生活相談員による年一回の面接	1
			職場の不平、不満等を労働室が対応	1
健康管理への配慮	2	2.2%	人間ドックの実施	1
			年2回定期健康診断	1
労働条件への配慮	7	7.5%	残業の規制	4
			障害に留意して作業量を軽減	2
			作業環境面の安全配慮	1
コミュニケーションへの配慮	38	40.9%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	35

[上肢 6級 詳細表]

			職場上司によるフォロー及び人事担当者との連携 生活相談員が適宜配慮している 対話による相互理解の促進	1 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	6	6.5%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	6
管理職及び職員の教育、啓蒙	10	10.8%	ミーティング等で、障害者理解を促進 管理者自ら障害者雇用の必要性を認識し障害者の管理体制を整える 行政等の実施する研修、講習会に参加 障害者に対する気配りの徹底 障害内容の理解と必要な作業上の留意点を指示 総務部長による研修を実施(所属部門責任者交代時) 定期的に各職場毎の長を集め総務部長・人事課長が雇用管理 を指示 特別扱いをしないよう指導	2 2 1 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	15	16.1%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 OJTを基本にした職場教育 マニュアルを用いた教育訓練の実施 業間訓練 社内評価制度を中心にして基磯教育から訓練している	7 5 1 1